

# 関東ろう連盟理事会規約

## 第1章 総則

### 第1条【目的】

この規約は関東ろう連盟（以下、本会という）の理事会の運営及び付議事項について定める。理事会に関する事項は、会則によるものの他は、この規約の定めるところによる。

### 第2条【構成】

理事会は理事をもって構成する。

2 理事は自動理事・推薦理事・選挙理事の3種類とする。各理事の選任方法は「役員規約」にて定める。

## 第2章 招集

### 第3条【職能及び権限】

理事会は規約に定める事項の他、本会の業務執行の基本事項について決定するとともに、その執行を監督する。

### 第4条【招集権者及び議長】

理事会は理事長が招集し議長となる。理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わり招集する。

2 理事長は理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示し理事会の招集を要請されたときは、これを招集しなければならない。

3 理事長は監事から会議に付議すべき事項を示し理事会の招集を要請されたときは、これを招集しなければならない。

### 第5条【招集の請求】

招集をすべき理事以外の役員も招集すべき理事に対して会議の目的たる事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求することができる。

2 監事は理事が会則または関係規約に違反した場合、又は違反する可能性がある場合は、理事会に報告を行うために招集すべき理事に対して書面を提出して理事会の招集を請求することができる。この場合は前項の規定を準用する。

### 第6条【招集通知】

理事会を招集するときは、開催日の3日前までに各理事及び監事に通知しなければならない。ただし緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

2 理事及び監事全員の同意あるときは、前項の招集手続を省略することができる。

### 第7条【監事】

監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

## 第3章 決議

### 第8条【議長】

理事会の議長は理事長が務める。理事長に事故あるときは、あらかじめ役員規約に定める順序により、他の理事がこれに代わる。

2 議長は議決権を行使することができない。但し第9条3の場合はこの限りではないものとする。

### 第9条【定足数及び決議方法】

理事会の決議は理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2 理事会の決議事項について特別の利害関係を有する理事は、その事項について議決権を行使することができない。

3 可否同数の場合は議長の議決によりこれを決する。

#### 第10条【決議事項】

理事会で決議すべき事項は、次に定める事項とする。

(1) 活動全般に関する事項

- ① 評議員会付議事項、招集の決定
- ② 事業報告
- ③ 決算報告
- ④ 事業計画案
- ⑤ 予算案
- ⑥ 総会から委任された事項
- ⑦ 前各項に定める事項の他理事会が必要と認めた事項

(2) 組織・人事に関する重要事項

- ① 会則、規約及び規則の制定並びに改定
- ② 重要な組織の設置及び改正
- ③ 理事長、副理事長もしくは部局長の選任もしくは解任

#### 第11条【報告事項】

理事会への報告事項は、次の各項に定める事項とする。

(1) 活動一般に関する事項

- ① 部局の活動状況
- ② 部局の活動計画・予算の変更
- ③ 部局の主要な人事

(2) 慶弔見舞金に関する事項

#### 第12条【追認】

理事会付議事項であって、緊急やむを得ない事由により、理事長が理事会の決議を得ないで執行した場合には、次回の理事会でその承認を得なければならない。

#### 第13条【議事録】

理事会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、議事録署名人がこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 議事録署名人は、理事の互選により2名選ぶものとする。

#### 第14条【規約の改定】

この規約の改定は、評議員会で3の2以上の議決を経なければならない。

### 附則

この規程は2007年4月22日より制定実施する。

この規程は2016年1月17日改定実施する。

この規約は2016年(平成28年)4月 日改定施行する。